

## 大將軍ベアーズ・大將軍ベアーズ後援会 会則

### 一 名称

本会は、大將軍ベアーズ及び、大將軍ベアーズの後援会と称する。

### 二 目的

野球を通じて体力向上と、少年少女らしい心の高揚をはかり、スポーツ精神をよく理解することを目的とする。

### 三 構成

大將軍小学区在住の1年～6年の男女児童と、その保護者によって構成する。

#### ① 入会期限

1年生～5年生 随時

6年生については、原則として入会できないものとする。

#### ② 児童が入会と同時に、その保護者は自動的に会員となり

その運営に積極的に参加する。

#### ③ 本会は運営の円滑に図るため、原則的に保護者会員による下記の世話人を置き

その選任は毎年総会において選出するものとする。

世話人	顧問	倉高 健
	相談役	谷 正春 岡田 雅道
	代表者	植 昌行
	保護者代表	猿橋
	会計	野田

#### ④ 監督は、保護者会員の総意により委嘱する。

#### ⑤ コーチは、監督より委嘱する。

#### ⑥ 主将及び、副主将は監督が指名する。

#### ⑦ 本会は、名誉役員を置くことができる。

### 四 運営費

本会の運営は、会員の月会費によってまかなう。

#### ① 月会費は毎年の総会によって決定する。

また、臨時会費を徴収することができる。

(試合などによる交通費、合宿時などの費用)

#### ② 月会費は、毎月最初の練習日に必ず持参する。

#### ③ 会計年度は、毎年総会より総会までとする。

### 五 その他

#### ① 入会に際しては、必ず別に定めるところの入会申込書を提出する。

#### ② 児童会員は、入会と同時に京都府教育委員会のスポーツ安全協会損害保険に加入するものとする。

#### ③ 保護者会員は、常に児童の健康に注意し、万全でない場合は練習・試合等に参加させないこととする。

#### ④ 練習・試合等を休む場合は事前に監督に必ず届け出るかもしくは連絡するものとする。

#### ⑤ 保護者会員は、練習時のグラウンド整備または、試合時の送迎などにできる限り協力するものとする。

#### ⑥ 用具のうち、ユニホーム・グローブ・バット・スパイクは各自で用意する。

#### ⑦ 代表者は、常に学校と連絡を図り、大將軍小学校校庭借用に関して学校の要望に反することのないように運営する。

#### ⑧ 本会の会則に反したり、野球選手(スポーツ精神)としてその言動行動が不適格と認めた場合は何等かのペナルティーを科すことがある。

#### ⑨ 代表者は、大將軍体育振興会との連絡などと密にする。